

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を書面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他		
該当団体数				51	23	14	4	32	30	25	6	5	8	23
福島県	福島市	学校教育課	024-525-3782				○	○						
福島県	会津若松市	教育委員会学校教育課	0242-39-1303	○	○	○	○		○	○				http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007080903625/
福島県	郡山市	学校教育部学校教育推進課	024-924-2431	○	○	○	○		○	○	○			http://www.city.koriyama.fukushima.jp/522000/kyoiku/shugakuenjo.html
福島県	いわき市	教育委員会事務局 学校教育推進室 学校教育課	0246-22-1123	○	○		○	○	○					http://www.city.iwaki.fukushima.jp/kosodatekyoiku/shugaku/007850.html
福島県	白河市	教育委員会事務局 学校教育課	0248-22-1111	○			○	○	○	○				http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/view.rbz?of=1&ik=0&pno=14&cd=4837
福島県	須賀川市	教育委員会 学校教育課	0248-88-9168	○	○		○	○	○			○		http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/2568.htm
福島県	喜多方市	教育部 教育委員会 学校教育課	0241-24-5316	○		○	○	○	○	○		○		http://www.city.kitakata.fukushima.jp/shimin/gvosei/14902/14980/001675.html
福島県	相馬市	教育委員会 教育部 学校教育課	0244-37-2185				○	○	○					
福島県	二本松市	教育委員会学校教育課管理係	0243-55-5151	○	○		○	○	○					http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/soshiki/48/1369.html
福島県	田村市	学校教育課	0247-81-1214				○	○	○					http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/29/shugaku-enjo.html
福島県	南相馬市	学校教育課	0244-24-5283	○			○	○	○					http://www.city.minamisoma.lg.jp/index.cfm/6.823.30.147.html
福島県	伊達市	教育部学校教育課	024-577-3249	○		○		○						http://www.city.date.fukushima.jp/soshiki/36/437.html
福島県	本宮市	教育部 幼保学校課	0243-24-5445	○			○	○	○					http://www.city.motomiva.lg.jp/soshiki/18/127.html
福島県	桑折町	学校教育課	024-582-2403				○	○						
福島県	国見町	学校教育課	024-585-2892				○	○						
福島県	川俣町	こども教育課	024-566-2111					○						
福島県	大玉村	教育総務課	0243-48-3138				○							
福島県	鏡石町	教育委員会 教育課	0248-62-3459	○	○			○						http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/kurashi/gyousei/kyoiku/000666.php
福島県	天栄村	天栄村教育委員会 学校教育課	0248-82-2118	○	○		○							http://www.vill.tenei.fukushima.jp/
福島県	下郷町	教育委員会	0241-69-1166									○		
福島県	檜枝岐村	教育委員会	0241-75-2342									○		
福島県	只見町	只見町教育委員会 学校教育係	0241-82-5320				○							

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL		
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を画面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他				
福島県	南会津町	南会津町教育委員会学校教育課学校係	0241-62-6300				○	○	○							
福島県	北塩原村	教育委員会	0241-23-5237						○							
福島県	西会津町	学校教育課 学校教育係	0241-45-2216	○			○	○	○						http://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/2010/09/post-17.html	
福島県	磐梯町	教育課教育総務係	0242-73-2017				○	○								
福島県	猪苗代町	教育総務課	0242-62-5677	○					○						https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Article-42-232.html	
福島県	会津坂下町	教育課教育総務班	0242-84-3711	○	○			○					○		http://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/30/234.html	
福島県	湯川村	湯川村教育委員会	0241-27-2250		○		○	○								
福島県	柳津町	教育委員会	0241-42-2115										○			
福島県	三島町	三島町教育委員会生涯学習課	0241-48-5599											○		
福島県	金山町	教育委員会	0241-54-5333	○										○	http://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/32/shugaku-enjo-seido.html	
福島県	昭和村	教育委員会	0241-57-2164					○								
福島県	会津美里町	教育委員会子ども教育課学校教育係	0242-78-2112	○			○	○							http://www.town.aizumisato.fukushima.jp/11.5616.106.92.html	
福島県	西郷村	学校教育課	0248-25-2370	○	○		○		○	○					www.vill.nishigo.fukushima.jp/info.rbz?nd=692&k=3	
福島県	泉崎村	教育委員会教育課 学校教育G	0248-54-1533				○	○	○	○	○					
福島県	中島村	中島村教育委員会 学校教育課	0248-52-3483						○							
福島県	矢吹町	学校教育課	0248-44-4400				○	○								
福島県	棚倉町	教育委員会 教育総務課	0247-33-7881	○	○		○								http://www.town.tanagura.fukushima.jp/view.rbz?nd=243&ik=1&pn=240&np=243&cd=271	
福島県	矢祭町	教育課学校教育グループ	0247-46-4580				○		○			○				
福島県	楢町	教育委員会 学校教育課	0247-43-4050				○	○	○							
福島県	殿川村	教育課	0247-49-3151						○							
福島県	石川町	教育委員会	0247-26-9135						○							
福島県	玉川村	教育委員会	0247-57-4633		○			○								
福島県	平田村	平田村教育委員会	0247-55-2969				○	○	○							
福島県	浅川町	学校教育課	0247-36-2297		○		○						○			

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL	
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を書面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他			
福島県	古殿町	教育委員会	0247-53-3655	○											http://www.town.furudono.fukushima.jp/kyouiku/syugakushienn/syugakuenjo/1408
福島県	三春町	教育課学校教育グループ	0247-62-6310				○	○	○						
福島県	小野町	教育委員会 教育課	0247-72-6780	○			○	○							http://www.town.ono.fukushima.jp/site/kyouiku/seido-syugakuenjyo.html
福島県	浪江町	教育委員会事務局学校教育係	0243-62-0301	○	○								○		http://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/12/9401.html
福島県	新地町	教育総務課	0244-62-4477					○	○						

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																			ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度 準要保護・準要保護就学援助率		
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠	目安額				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P-T-A会費、学費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他						課税所得等の分類	基準額の時期
		該当団体数	41	46	41	41	40	45	17	19	34	38	25	25	33	21	18	6	0	0	13						
福島県	福島市																					1.3	課税所得	前年度		児童扶養手当の支給等教育委員会の定める項目に該当がある場合は、所得額を生保基準額の1.5倍まで認める。	15%未満
福島県	会津若松市	○	○	○	○	○	○																				15%未満
福島県	郡山市	○	○	○	○	○	○																			当該年度の特別支援教育就学奨励費補助金需要額算定に用いる保護基準額を参考	15%未満
福島県	いわき市																									準要保護児童生徒の認定にあたっては、所得要件のみならず、学校の校務推進委員会から提出される児童生徒の生活状況や世帯状況に関する所見を踏まえて総合的に審査を行っております。	10%未満
福島県	白河市	○	○	○	○	○	○																				15%未満
福島県	須賀川市	○	○	○	○	○	○															1.3	課税所得	前年度	221	その他特別な理由で子供を就学させるのが困難な場合	10%未満
福島県	喜多方市	○	○	○	○	○	○															1.3	課税所得	当該年度			10%未満
福島県	相馬市	○	○	○	○	○	○																			その他教育長が特に必要と認めるもの	10%未満
福島県	二本松市	○	○	○	○	○	○															1.3	課税所得	前々年度			10%未満
福島県	田村市	○	○	○	○	○	○															1.3	課税所得	前年度			10%未満
福島県	南相馬市	○	○	○	○	○	○															1.2	課税所得	前年度	271		15%未満
福島県	伊達市																					1.3	課税所得	前年度	276	その他教育委員会が特に補助する必要があると認める者	15%未満
福島県	本宮市	○	○	○	○	○	○																			当該校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にあるもの	10%未満
福島県	桑折町	○	○	○	○	○	○															1.3	課税所得	前年度	276		10%未満
福島県	国見町																					1.3	課税所得	その他	266		15%未満
福島県	川俣町	○	○	○	○	○	○																				15%未満
福島県	大玉村	○	○	○	○	○	○																				5%未満
福島県	鏡石町	○	○	○	○	○	○																				10%未満
福島県	天栄村		○																								5%未満
福島県	下郷町	○	○	○	○	○	○																				15%未満
福島県	檜枝岐村	○																									0%未満
福島県	只見町	○	○																			1.3	課税所得	前年度	294	特別な事情等があり、教育委員会が特に認定の必要があると認めた場合。	10%未満

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準根拠	目安額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他						課税所得等の分類	基準額の時期
福島県	古殿町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						1.1	課税所得	当該年度	235		5%未満	
福島県	三春町	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1.3	課税所得	前年度	308		15%未満	
福島県	小野町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○														10%未満	
福島県	浪江町	○	○	○	○	○	○		○	○									○							*災害救助法の適用を受けている者 *福島第一原発の事故に伴い政府の避難指示・家屋退避指示の対象となっている者	315%未満
福島県	新地町	○	○	○	○	○	○		○	○					○						1.2	課税所得	前年度	223		15%未満	

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																						
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-1 係数を見直したか					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)			
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スケールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他		
	該当団体数	7	0	9	0	2	7	0	1	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
福島県	福島市																							
福島県	会津若松市																							
福島県	郡山市																							
福島県	いわき市																							
福島県	白河市																							
福島県	須賀川市	○				○				○														
福島県	喜多方市																							
福島県	相馬市																							
福島県	二本松市					○																		
福島県	田村市			○																				
福島県	南相馬市	○				○			○															
福島県	伊達市					○																		
福島県	本宮市																							
福島県	桑折町																							
福島県	国見町	○				○				○														
福島県	川俣町																							
福島県	大玉村																							
福島県	鏡石町																							
福島県	天栄村																							
福島県	下郷町																							
福島県	檜枝岐村																							
福島県	只見町			○																				

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																		
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他	
福島県	南会津町																			
福島県	北塩原村	○					○			○										
福島県	西会津町			○																
福島県	磐梯町																			
福島県	猪苗代町																			
福島県	会津坂下町																			
福島県	湯川村			○																
福島県	柳津町			○																
福島県	三島町																			
福島県	金山町																			
福島県	昭和村																			
福島県	会津美里町	○					○			○										
福島県	西郷村																			
福島県	泉崎村																			
福島県	中島村																			
福島県	矢吹町			○																
福島県	棚倉町	○					○			○										
福島県	矢祭町																			
福島県	塙町			○																
福島県	鮫川村																			
福島県	石川町																			
福島県	玉川村																			
福島県	平田村																			
福島県	浅川町																			

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																							
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)						問A-1 係数を見直したか				問A-2				問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)		問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ. 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への厚い支援	ケ. その他			
		福島県	古殿町	○					○				○												
福島県	三春町			○																					
福島県	小野町																								
福島県	浪江町																								
福島県	新地町			○																					

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																			問C 補足事項等	
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他
	該当団体数	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	福島市		○																			
福島県	会津若松市																					
福島県	郡山市																					
福島県	いわき市																					
福島県	白河市																					
福島県	須賀川市																					
福島県	喜多方市			○																		
福島県	相馬市																					
福島県	二本松市																					基準額の時期を変更
福島県	田村市																					
福島県	南相馬市																					
福島県	伊達市																					基準額の時期を検討
福島県	本宮市																					
福島県	桑折町			○																		
福島県	国見町																					
福島県	川俣町																					
福島県	大玉村																					左記の項目を勘案し総合的に判断、決定を行う。
福島県	鏡石町																					
福島県	天栄村																					
福島県	下郷町																					
福島県	檜枝岐村																					
福島県	只見町																					

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)													問C 補足事項等										
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年8月以前に当該世帯等については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を認	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用		イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他		
福島県	南会津町																								
福島県	北塩原村																								
福島県	西会津町																								
福島県	磐梯町																								
福島県	猪苗代町																								
福島県	会津坂下町																								
福島県	湯川村																								
福島県	柳津町																								
福島県	三島町																								
福島県	金山町																								
福島県	昭和村																								
福島県	会津美里町																								
福島県	西郷村																								
福島県	泉崎村																								
福島県	中島村																								
福島県	矢吹町																								
福島県	棚倉町																								
福島県	矢祭町																								
福島県	塙町																								
福島県	鯉川村																								
福島県	石川町																								
福島県	玉川村																								
福島県	平田村																								
福島県	浅川町																								

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等										
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)												
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への厚い支援	ケ. その他				
福島県	古殿町																									
福島県	三春町																									
福島県	小野町																									
福島県	浪江町																									
福島県	新地町																									